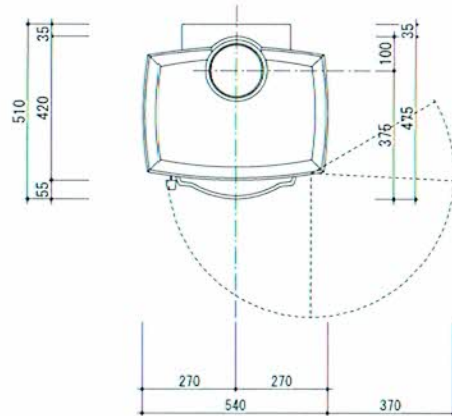
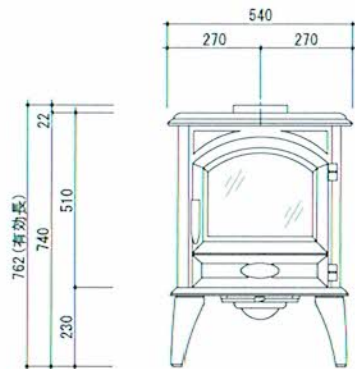
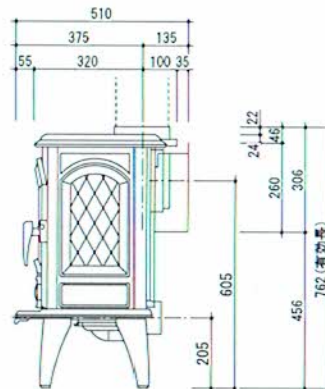




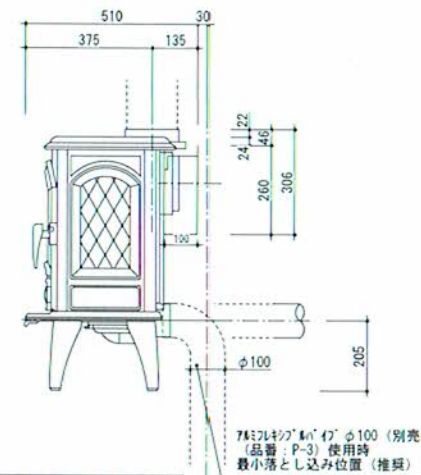
平面図



正面図



側面図



側面図(外気取入口)

○本体仕様

定格出力：6.5kW (5,590kcal/h)

最高出力：8.5kW (7,310kcal/h)

熱効率：82%

本体寸法：W540×D510×H740mm

使用煙突径：φ150mm

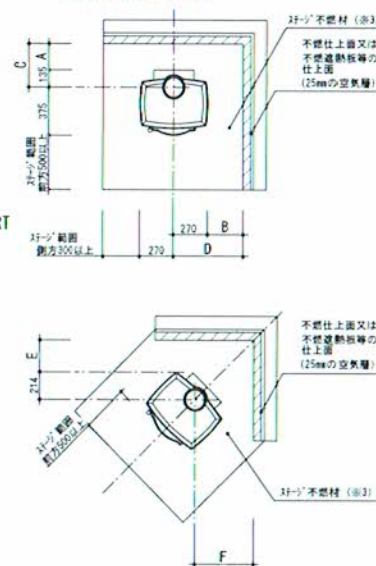
本体重量：140kg

本体色：ブラック（標準品）

口元（別売）：スター煙突セット K-STRT

最低煙突高：4,000mm

○本体離隔距離



壁仕様	室内煙突	煙突直上立上時本体離隔距離 (mm)					
		A	B	C	D	E	F
可燃壁+不燃仕上 (空気層0mm)	シングル	400	400	535	670	321	535
可燃壁+遮熱板等不燃仕上 (空気層25mm)		400	265	535	535	321	535
可燃壁+不燃仕上 (空気層0mm)	断熱直筒 2重直筒 シート取付	100	400	235	670	250	464
可燃壁+遮熱板等不燃仕上 (空気層25mm)		90 (※2)	196	225	466	123	337

- 薪ストーブ背面・側面壁の高さは本体設置面+1300以上となります。
- ※2 離隔距離 A寸法90mmの場合で外気取入をするとき、背面接続位置注意してください。
- ※3 ステージの仕様は不燃材料で造り、熱抵抗値R=0.0525m²K/W以上の材料、厚みを確保してください。
参考) 熱抵抗値R=0.0525m²K/W以上の仕様例：ケイカル板t=12+床用タイルt=10
ステージ仕上に金属板またはガラス等使用の場合、下地不燃板など金属以外の不燃材料併用してください。
- 本体を設置する居室には建築基準法第28条、令第20条の3「火を使用する室等に設けなければならない換気設備」および、告示1826号の換気計算式により、換気設備を設けてください。
- 設置に関しては所轄監督官庁との事前協議の指示に従ってください。
- 煙突高さは換気毎の最低煙突高さ、配管面からの離隔距離、トップ付近の障害物を考慮してください。
- 計画換気設計において、居室内が必要以上に負担にならないよう給気口の有効開口面積を確保してください。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（ダブル540WD No.1/3）

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

◇告示第225号第一項第二号イの場合

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：ダブル540WD

◇壁のシールド無し

◇水平投影面積は脚を含まない。

◇計算方法・計算結果

□ストーブ等可燃物燃焼水平距離

ストーブの鉛直投影面積（正面・背面）： $A_v = 2754\text{cm}^2$ （ $54\text{cm} \times 51\text{cm}$ ）

ストーブの鉛直投影面積（左右側面）： $A_s = 2601\text{cm}^2$ （ $51\text{cm} \times 51\text{cm}$ ）

1. 正面（開口部がある面の離隔距離（ガス等厚付））

$$L_{\text{top}} = 2.4 \times \sqrt{2754} = 125.9\text{cm}$$

2. 右側面（開口部がない面の離隔距離）

$$L_{\text{ssl}} = 1.59 \times \sqrt{2601} = 81.1\text{cm}$$

3. 左側面（開口部がない面の離隔距離）

$$L_{\text{ssl}} = 1.59 \times \sqrt{2601} = 81.1\text{cm}$$

4. 背面（開口部がない面の離隔距離）

$$L_{\text{ssl}} = 1.59 \times \sqrt{2754} = 83.4\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

ストーブの水平投影面積： $A_h = 2754\text{cm}^2$ （ $54\text{cm} \times 51\text{cm}$ ）

5. ストーブ上面の離隔距離

$$H_s = 0.0105 \times \{1 + (10000 / (2754 + 800))\} \times 2754 = 111.3\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼基準距離（作図により軌跡を示す）

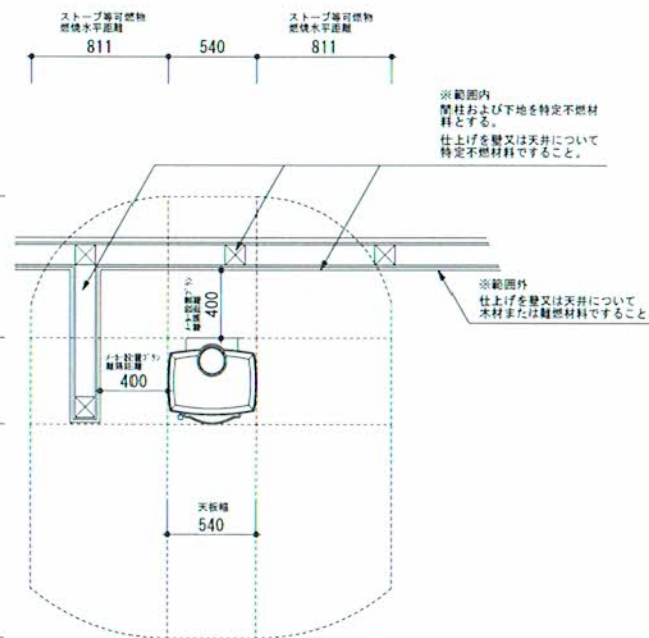
$$D_s = (H_s - h) / H_s \times L_s$$

（※Dsは高さの計算結果の軌跡によって表現される。）

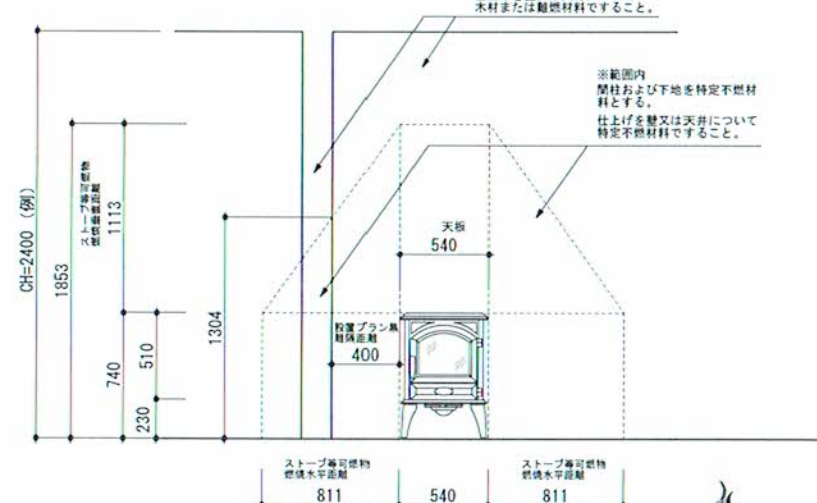
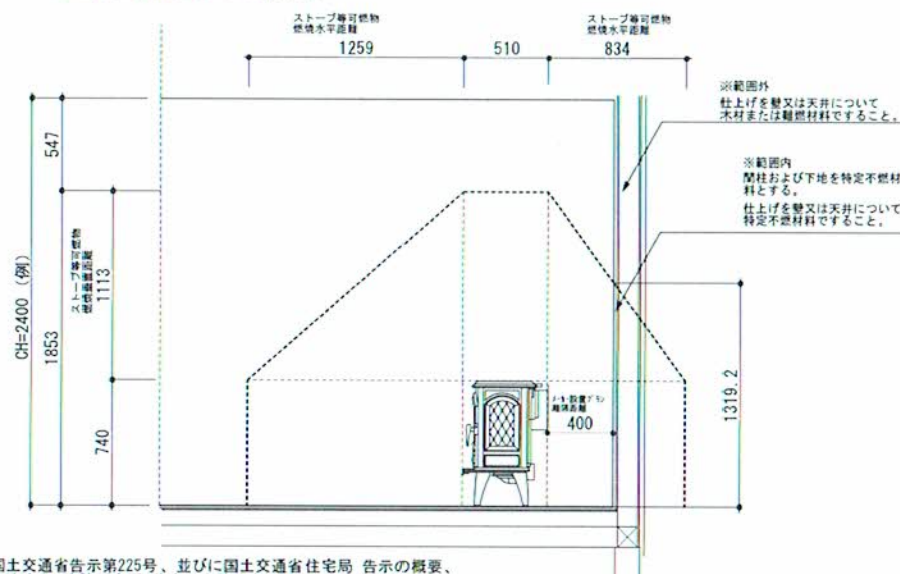
◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建築省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
- （厚さ12mm以上で、ボード用紙の厚さが0.6mm以下のもの）
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



※ストーブ壁仕上の仕様はメトス設置プランを参考のこと。



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（ドブレ540WD No. 2/3）

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：ドブレ540WD

◇壁の仕様：遮熱板等あり

◇水平投影面積は脚を含まない。

(1) - (i) ストーブと可燃物燃焼部分の壁との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上

壁と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(1) - (ii) ストーブと可燃物燃焼部分の天井との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：42.5cm 以上

天井と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(2) ストーブと壁までの最低クリアランス

可燃物水平距離の1/3の距離と最低距離30cmを比較し、距離が長い値以上とする。

ドブレ540WDの場合： 前面：42.0cm以上

右側面：30.0cm以上

左側面：30.0cm以上

背面：30.0cm以上

※遮熱板等の範囲は、壁の位置や形状により計画ごとに検討します。

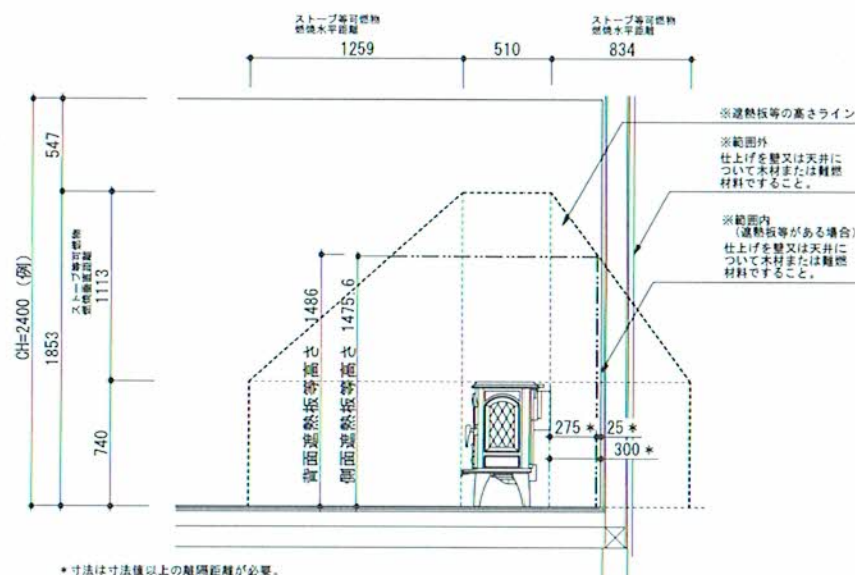
この資料に示す範囲（二点鎖線部分）は一例です。

※本資料（ドブレ640WD No.2/3）のストーブと壁までの最低クリアランスは室内の煙突を
口元より上部の仕様について、断熱直筒若しくは2重直筒を使用する場合とします。
室内（シングル）直筒を使用する場合は別途「薪ストーブ設置プラン集」をご参照下さい。

◇特定不燃材料

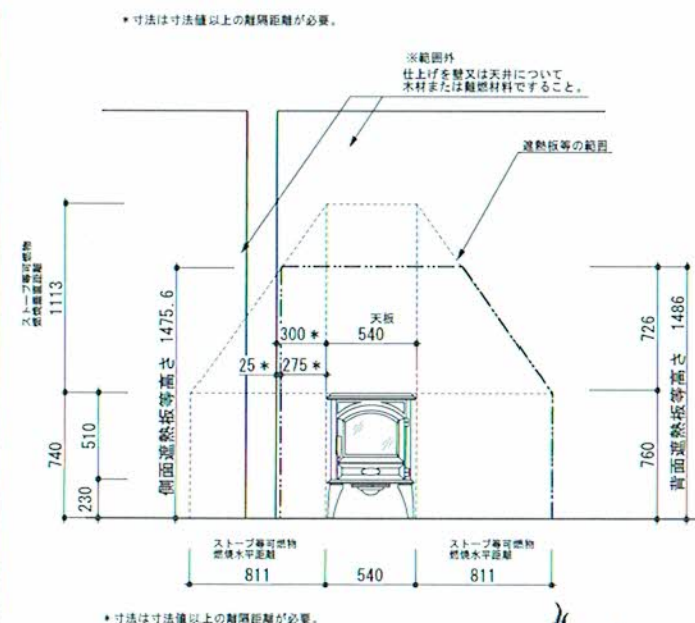
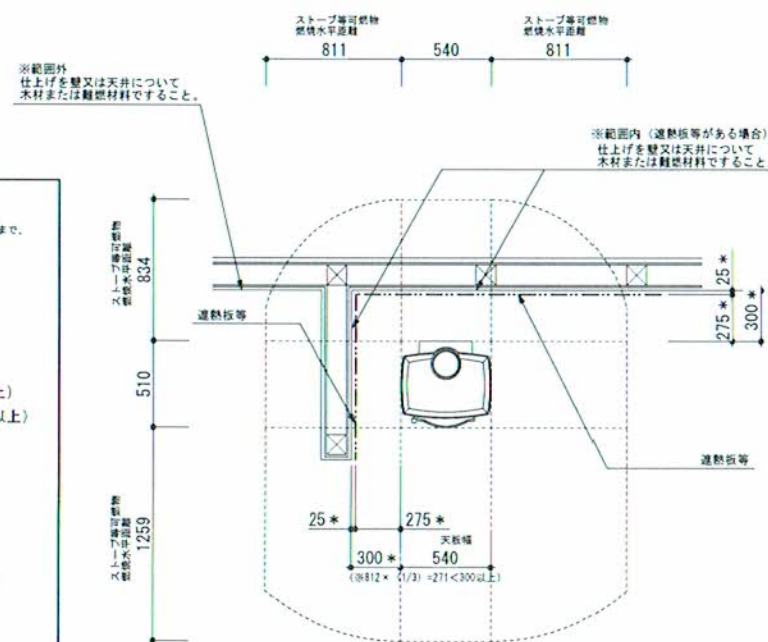
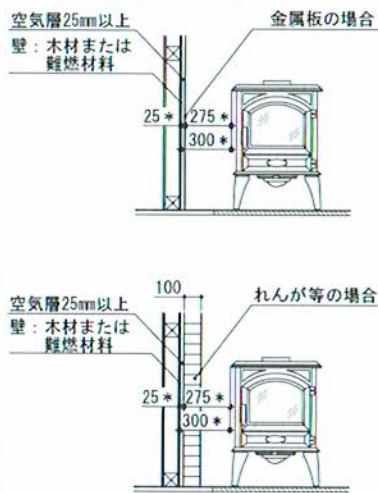
不燃材料のうち、平成12年建築基準法第140号第1号から第8号まで、
第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
（厚さ12mm以上で、ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のもの）
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

※遮熱板等とは 「特定不燃材料の板等」のこと。



内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（ドブレ540WD No.3/3）

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

○告示第225号第一項第二号ロの場合

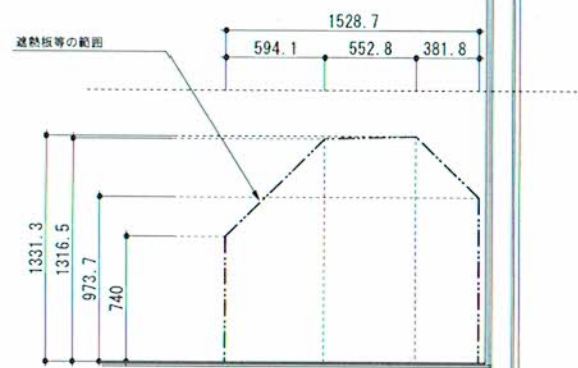
※遮熱板等範囲計算の一例（コーナー設置の場合）

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：ドブレ540WD

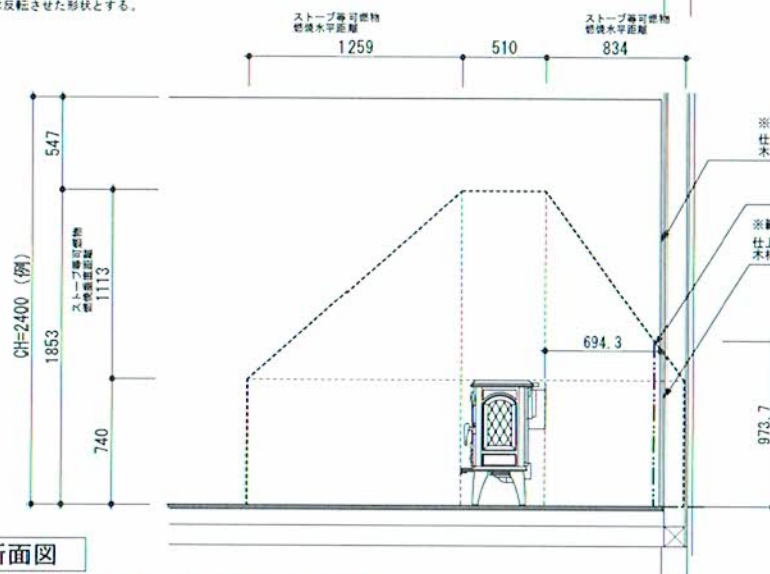
◇壁のシールド：遮熱板等あり

◇水平投影面積は脚を含まない。



C矢視展開図

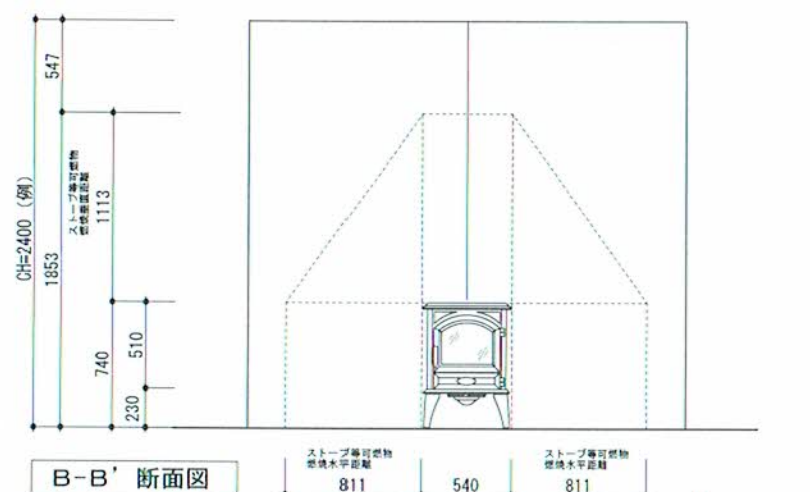
※D矢視展開図は反転させた形状とする。



A-A' 断面図

※範囲内（遮熱板等がある場合）仕上げを壁又は天井について木材または難燃材料ですること。

※寸法は寸法値以上の離隔距離が必要。



B-B' 断面図

※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。